

1. 議事日程（令和元年第3回北広島町議会定例会）

令和元年9月6日
午前10時開会
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	報告第9号	平成30年度決算における健全化判断比率・資金不足比率について
日程第5	報告第10号	放棄した債権の報告について
日程第6	報告第11号	専決処分の報告について（事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）
日程第7	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度北広島町一般会計補正予算（第2号））
日程第8	議案第51号	平成30年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第9	議案第52号	平成30年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10	議案第53号	平成30年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11	議案第54号	平成30年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12	議案第55号	平成30年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13	議案第56号	平成30年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14	議案第57号	平成30年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第15	議案第58号	平成30年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	議案第59号	平成30年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17	議案第60号	平成30年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第18	議案第61号	平成30年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第19	議案第62号	平成30年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定について
日程第20	発議第7号	決算審査特別委員会の設置について
日程第21	議案第63号	北広島町使用料条例の一部を改正する条例
日程第22	議案第64号	消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第23	議案第65号	北広島町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

日程第24	議案第66号	北広島町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例
日程第25	議案第67号	北広島町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
日程第26	議案第68号	北広島町印鑑条例の一部を改正する条例
日程第27	議案第69号	財産の取得について (小型動力ポンプ付積載車(ダブルキャビン))
日程第28	議案第70号	財産の処分について (犬迫原工業団地)
日程第29	議案第71号	工事請負契約の締結について (豊平診療所改修工事)
日程第30	議案第72号	令和元年度北広島町一般会計補正予算(第3号)
日程第31	議案第73号	令和元年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第32	議案第74号	令和元年度北広島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第33	議案第75号	令和元年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第34	議案第76号	令和元年度北広島町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第35	議案第77号	令和元年度北広島町電気事業特別会計補正予算(第1号)
日程第36	議案第78号	令和元年度北広島町診療所特別会計補正予算(第1号)
日程第37	議案第79号	令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算(第1号)
日程第38	諮問第2号	人権擁護委員の推薦について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	濱田芳晴	2番	美濃孝二	3番	真倉和之
4番	湊俊文	5番	敷本弘美	6番	森脇誠悟
8番	山形しのぶ	9番	亀岡純一	10番	梅尾泰文
11番	室坂光治	12番	服部泰征	13番	伊藤淳
14番	中田節雄	15番	大林正行	16番	宮本裕之

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	中原健	教育長	池田庄策
芸北支所長	清見宣正	大朝支所長	竹下秀樹	豊平支所長	益田智幸
危機管理課長	野上正宏	総務課長	畑田正法	財政課長	植田優香
企画課長	砂田寿紀	税務課長	矢部芳彦	福祉課長	細川敏樹
保健課長	福田さちえ	農林課長	落合幸治	商工観光課長	沼田真路
建設課長	川手秀則	町民課長	迫井一深	上下水道課長	中川克也
消防長	石井雅宏	学校教育課長	石坪隆雄	生涯学習課長	西村豊

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂 本 伸 次 議会事務局 田 辺 五 月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） おはようございます。今年も7月から8月にかけて、九州北部や四国を中心に豪雨災害が発生しており、なかなか復旧、復興が進まず、未だに困難な生活を送っておられる被災者の方々に心よりお見舞い申し上げます。また、近年は、長時間にわたる豪雨や猛暑日の連続、台風の頻発、大規模地震など異常気象が続いていますが、米や農作物が豊作であってほしいと願っております。さきの議会運営委員会において、省エネ・節電対策の取り組みの一環として、本会議においても服装をクールビズに努めることとしました。暑い方は上着を取っていただいで結構です。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、ただ今から令和元年第3回北広島町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本裕之） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、15番、大林議員、1番、濱田議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（宮本裕之） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの21日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は、本日から9月26日までの21日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（宮本裕之） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告は配付しておりますとおりで、その中から若干申し添えます。7月25日、国道186号整備促進協議会と国道191号改良整備促進期成同盟に関係する市町の首長、議長が一堂に会し、東京の参議院議員会館、衆議院議員会館を訪れ、広島県出身国会議員及び国土交通省担当局担当課に186号線と191号線の改良、改修促進の要望書を提出してまいりました。8月6日、芸北広域環境施設組合による大崎上島町の捕獲鳥獣処理施設を視察し、微生物による処理方式は、骨まで全てを分解するもので臭気も少なく、画期的な方法でありました。8月20日には、同施設組合による香川県三豊市のバイオマス資源化センターみとよのリサイクル施設を視察し、日本で初めての微生物によるトンネルコンポスト方式はテレビでも紹介され、自治体の負担が極めて少なく、環境面にも配慮されたもので、今後のごみ処理のあり方を検討する上で、大変貴重な視察でした。次に、本定例会までに受理した請願・陳情は、別紙請願・陳情受付簿のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託をいたします。次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。お手元に配付したとおりです。以上で、議長報告を終わります。次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） おはようございます。行政報告をいたします。資料をお配りしておりますが、中の一部だけを紹介をさせていただこうと思っております。企画課の関係、4ページであります。人材育成事業、きたひろ学び塾Withを6月から開始をしております。まちづくりは人づくりからと言われるように大変重要なものだと思っております。資料にありますように、順次開始をしております。町民の皆様方にもしっかり参加をしていただけたらと考えております。次に、福祉課の関係、10ページであります。北広島町子ども・子育て支援事業計画策定であります。子ども・子育て会議を7月に開催をさせていただいております。第2期子ども・子育て支援事業計画の策定のため、会議を開催をしております。第1期の計画の達成状況や第2期計画へ向けてのニーズ量等の調査等を開始しているところであります。次に、保健課の関係、12ページです。にこやか集会所コース、元気リーダーコース等元気づくり推進事業でありますけれども、合わせて今58会場、今年度になってから7月まででありますけれども、約1万1000人、延べ参加人数があります。健康寿命の延伸に向けて、今後もしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。次に、農林課の関係、16ページであります。担い手ネットワーク協議会の設立であります。既に大朝、芸北地域では設立し、活動をしてもらっておるわけではありますが、この6月に千代田地域で担い手ネットワーク協議会が設立をされました。これは低迷する米価等の厳しい農業情勢、後継者不足、農業従事者の減少や高齢化に伴う不作地の増大等に対応するためネットワーク協議会を設立するものであります。千代田地域の担い手及び関係機関の連携強化により、農業経営の持続的発展と農業所得の増大及び農用地への有効活用に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。17ページをお願いします。森林経営管理制度の取り組みであります。森林環境税関連の取り組みであります。森林経営管理事業の取り組みを開始するに当たり、地域関係者、県森林組合、町等で事前調整を行いながら

意向調査をしていこうということで、7月に調整会議等も開催して、これから意向調査を実施をすることにしております。今年度は、芸北地域政所122ha、豊平地域中原で166haの意向調査を予定をしているところであります。この調査の結果に基づいて、また、これからいろいろ検討して、前へ進んでまいりたいと考えております。次に、商工観光課の関係であります。18ページです。周遊・滞在推進事業ということで、広域連携事業、Fun Ride 2019 in やまがたサイクルランドということで、この8月に北広島町、安芸太田町を周遊するコースでサイクリングを楽しもうということでサイクリングを開催をしております。125名の参加をいただいて、参加者の皆さんには楽しんでいただいというふうに思っております。これを今後とも継続をしてまいりたいと考えております。それから19ページからでありますけども、農山村体験推進事業として、今年度の取り組みが始まっております。山海島体験活動としては、夏季・冬季合わせて26校の652名の参加を予定をしております。また、修学旅行では、中学校、高校ということになりますけども、7校で896名の受け入れを予定をしております。それから21ページになりますけども、海外からの教育旅行ということで、4団体85名を予定をしております。順次受け入れを進めているところでございます。それから建設課の関係であります。23ページをお願いします。災害関連であります。一昨年、平成29年災の豪雨災害でありますけども、農林、公共関係合わせて279件の査定を受けておるところであります。これにつきましては、全て発注済みということになりました。まだ、完成は全てというところには至っておりませんが、全て発注済みということであります。昨年度の平成30年災につきましては、農林関係、公共関係合わせて76件の災害査定を受けておるわけですが、今7割程度の発注が終わったところでございます。また、今年度発生しました豪雨災害でありますけども、7月18日から22日にかけて発生したものでありますけども、現段階で8月16日現在でありますけども、農林土木の関係が34件、公共土木関係が19件、合わせて53件の災害という形で今把握をしております。これから査定を受ける予定であります。9月、10月で査定を受けていきたいというふうに考えております。私からは以上であります。教育委員会関係につきましては、教育長のほうから報告をさせていただきます。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） それでは引き続きまして、教育行政の主な報告を申し上げます。28ページをお開きください。まず、学校教育課でございますが、学校教育活動、8月5日、教育委員会会議におきまして、令和2年度使用いたします小中学校教科書・教科用図書採択を行っております。8月7日、東京ビックサイトで行われました第54回交通安全子ども自転車全国大会開催されまして、芸北小学校が団体の部で4位に入賞しております。安全・安心な学校施設でございますが、北広島町の小中学校教職員用のパソコンの整備でございますが、期間が令和元年8月22日から令和6年12月31日までということで、請負金額7471万2000円でございます。29ページをお開きください。生涯学習、大変たくさんございますので、一部の報告を申し上げます。まず、青少年関係事業でございますが、8月7日から9日まで、トム・ソーヤスピリッツ2019、町内の児童58名が参加をした野外活動を行っております。30ページの下段をご覧ください。図書館運営事業でございますが、リニューアルオープンをいたしました図書館のホールイベントとして、7月30日に、これは地域協議会の主催でございますが、講演会が開催をされております。32ページをお願いいたします。東京オリンピックドミニカ共和国選手事前合宿誘致等の事業でございますけれども、パラリンピックを目標として

おります白砂選手でございますが、8月7日の発表で、2019世界パラ陸上選手日本代表として選出をされております。教育委員会からは以上でございます。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） 間違いがございました。芸北小学校が全国大会に出場いたしましたのは、私、第4位と申し上げましたが、第7位でございます。失礼いたしました。

○議長（宮本裕之） 以上で、町長、教育長の行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第9号 平成30年度決算における健全化判断比率・資金不足比率について

○議長（宮本裕之） 日程第4、報告第9号、平成30年度決算における健全化判断比率・資金不足比率について、報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案集の1ページをお願いします。報告第9号、平成30年度決算における健全化判断比率・資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。

○議長（宮本裕之） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 報告第9号、平成30年度決算における健全化判断比率・資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政課から報告いたします。なお、同法律に基づきまして、監査委員の審査を受けました結果は、別途配付されています審査報告書のとおりでございますので、併せてご覧ください。まず、健全化判断基準項目及び本町における早期健全化基準について説明いたします。実質赤字比率は、普通会計の赤字比率を示すもので、13.45%、連結実質赤字比率は、全会計の赤字比率を示すもので、18.45%、実質公債費比率は一部事務組合を含めた公債費に係る一般会計負担額を示すもので、25%、将来負担比率は、第三セクターを含めた負債額を示すもので、350%であり、この4項目のうち1項目でも早期健全化基準以上である場合、いわゆる危険段階の早期健全化団体として、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力により財政健全化を図ることが求められております。また、将来負担比率を除くさらに別に設定された財政再生基準の3項目のうち1項目でも基準以上である場合、財政再生団体として財政再生計画を策定し、国などの関与により確実な再生を図らなければなりません。本町の4項目の具体的な数値を申しますと、実質赤字比率は一般会計、情報基盤整備事業特別会計を合わせた普通会計において、実質収支が黒字であることから該当がありません。連結実質赤字比率につきましても、普通会計に特別会計及び水道、病院の企業会計の全会計を連結した実質収支が黒字であり、該当がありません。実質公債費比率は15.2%で、基準未満であり、前年度より0.7ポイント改善しております。町の全会計に一部事務組合及び第三セクターを含めた全負債額の比率である将来負担比率は87.8%で、基準未満であり、前年度からは6.2ポイント改善しております。次に、公営企業の資金不足比率につきましては、水道事業会計など5会計の決算において、資金不足はありません。以上のことから、本町の財政は健全な範囲に位置しているということをご報告いたしますが、財政状況が厳しいことには変わりはないため、今後

とも計画的な財政運営に努めてまいります。また、この結果につきましては、広報紙やホームページ等で公表いたします。以上で、財政課から健全化判断比率・資金不足比率についての報告を終わります。

- 議長（宮本裕之） これをもって、報告第9号、平成30年度決算における健全化判断比率・資金不足比率について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第10号 放棄した債権の報告について

- 議長（宮本裕之） 日程第5、報告第10号、放棄した債権の報告について、報告を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、報告第10号につきまして概要を説明します。議案集の2ページをお願いします。報告第10号、放棄した債権の報告について。北広島町債権管理条例第15条第1項の規定により、町の非強制徴収債権を放棄したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明します。
- 議長（宮本裕之） 税務課長。
- 税務課長（矢部芳彦） 報告第10号の放棄した債権の報告についてにつきまして、債権の所管が複数の課にわたりますので、税務課から説明をいたします。平成30年度中に放棄しました債権は、水道料金、住宅新築資金貸付金の2つの債権です。内訳は、議案集の3ページをご覧ください。水道料金が2名で、合計2万2394円、住宅新築資金貸付金が1名で8万8704円、総合計で3名、11万1098円です。放棄した債権は、いずれも消滅時効期間が満了しております。時効完成までに回収できなかった理由としては、本人が所在不明で、納付折衝ができない。また、自己破産や生活保護で差し押さえることができる収入や価値のある財産もないなどで、回収見込みがない債権でございます。いわゆる不良債権を整理し、町の債権管理を適切に行っていくための放棄の処分であり、ご理解のほどお願いいたしまして、報告とさせていただきます。なお、平成30年度の町全体の未収債権、決済状況の資料を机上に配付しておりますので、ご参考としてください。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） これより質疑を行います。質疑はありませんか。3番、真倉議員。
- 3番（真倉和之） 3番、真倉和之です。これ放棄した債権についてお聞きしてみますが、住宅新築資金貸付金、これについては、監査講評の中でも、広島県の住宅資金等貸付助成事業を活用するなど回収を図ってほしいと書いてあります。これについてはどのような取り組みされているのか。今までも、これで債権を落としたんですね。その点を説明をお願いしたいと思います。
- 議長（宮本裕之） 答弁を求めます。町民課長。
- 町民課長（迫井一深） 住宅新築資金貸付金の債権でございます。これは、県の補助金を、ちょっと今、いつのちよっと忘れましたが、補助金をいただいた残りの債権ということになっております。
- 議長（宮本裕之） 真倉議員。
- 3番（真倉和之） 県から幾らいただいておりますか。

- 議長（宮本裕之） 答弁を求めます。町民課長。
- 町民課長（迫井一深） 申し訳ありません。今ちょっと資料がないので、後ほど答弁させていただきます。
- 議長（宮本裕之） 真倉議員。
- 3番（真倉和之） 資料は、あと幾らいただいたかというのは県からいただいております、国、県からもあるんじゃないですか、これは。と思いますので、そこらをよう調べて、後ほど。それともう一つ、自己破産されても何をされても保証人がおられるでしょ。それに対しての対応がしてないということ、これは行政は継続の原則あるわけですから、出るところへ出たら、あなた方、腹切りんさるようになりゃせん。そこらが私は心配するんです。保証人は、黙って言わんこう、議会で落としゃ、それで済むものではないと思います。以上であります。
- 議長（宮本裕之） 町民課長。
- 町民課長（迫井一深） こちらの債権につきましては、本人が自己破産、保証人の方が亡くなられたという案件でございます。
- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第10号、放棄した債権の報告について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 報告第11号 専決処分の報告について

- 議長（宮本裕之） 日程第6、報告第11号、専決処分の報告について、報告を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、報告第11号につきまして概要を説明します。議案集の4ページをお願いします。報告第11号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、施設利用中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。
- 議長（宮本裕之） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（西村豊） 専決処分第10号について、生涯学習課から報告をさせていただきます。議案集の5ページをお願いいたします。地方自治法第180条第1項の規定により、施設利用中の事故に伴います和解及び損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。令和元年8月20日。1、相手方でございます。記載のとおりでございます。2、事故の概要、令和元年7月16日午後3時40分ごろ、大朝放課後児童クラブの利用者の投げた石が同施設に隣接する住宅のドアガラスを破損させた。3、和解内容、（1）町は、相手方に対し、損害賠償として1万5660円の支払い義務があることを認め、これを支払う。（2）町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。4、損害賠償額 1万5660円。上記の金額の内訳、ドアガラスの修繕費でございます。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。説明をお聞きしまして、児童クラブを利用し

ている児童が石を投げて、近隣の窓ガラスを割ったということで報告がございましたけれども、石投げる行為というのは、目的を持って投げたのか、あるいは、割ろうと思って投げたのではないということはわかりますけれども、施設を利用している側が、このことを損害賠償をしなくてはならないという根拠が理解できないんです。まず、その子どもの保護者が責任を得るべきことではないのかなというふうに思います。これまでも、学校の奉仕作業で、草刈り中にとめてあった自動車を破損させたというようなこともございましたけれども、それとは若干性質が違いはしないかというふうに思いますので、明確な答弁をお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 今回の損害賠償につきましては、総合賠償保険というものを利用して賠償しておりますので、その保険を統括しております総務課のほうで答弁をさせていただきます。まず、この総合賠償保険でございますけれども、この考え方としまして、町が所有している施設の管理の瑕疵による事故、あるいは業務の遂行上における事故において、第三者に損害を与えた場合にこの保険を使って賠償するというものでございます。この事案につきましては、放課後児童クラブという町の事業の中において、第三者に損害を与えたということで、この総合賠償保険の中で損害賠償をさせていただいたというものでございます。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 業務の遂行上ということではありますが、それであるならば、どの程度の範囲までがその範囲に該当するのか。石を投げたということではありますが、それが石でなくて、他の危険物を使用してガラスを壊したというふうな、言うてみれば、反社会的な行動も含めて、施設を利用させていただいておったことで起こった事故であるから、そのものも含めて、保険に入っているのです、その保険で対応するんだというふうな物事の見方は、私は、本来成り立ってはならない。学校であっても、児童クラブであっても、そうは言うても原因を起こした子ども、あるいは保護者にその責任はかかるのではないかというふうに思いますし、私も子どもを育ててきた経験がありますけれども、学校でガラスを壊したりすれば、保護者が負担をしてきたというふうに私は思っていますが、いかがですか。お聞きをします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 先ほど申し上げましたように、町が行う実施する業務の中において、第三者に損害を与えたということで賠償しておりますけれども、まさに、この事案につきましては、お子さんを管理する中で起きた事故でございますので、それに対応したというものでございます。もう一つの考え方として、この事故が故意なのか偶然なのかということところは、また一つのものになってこようかと思えます。故意にこういう事故を起こしたということになれば、本人責任というものが出てまいりますけれども、今回の事案につきましては、石を投げた者が偶然にそういうふうな損害を起こしたというふうな考え方で、こういう整理をさせていただいております。また、議員の中でご指摘のありました学校の中でガラスを割ってというふうなこともありましたけれども、このものにつきましては、学校そのものが町の所有でございますので、第三者に損害を与えたということではないので、この損害賠償、総合賠償の考え方とは、また違うかなというふうに思っております。また、そういうことが起こった場合に、本人または保護者に賠償を求めるというふうなことがこれまであったというふうなことは認識しておりますけれども、現在では、そういう事案につきましては、本人または保護者にその補償を求めているということはないというふうに聞いております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 学校や放課後児童クラブで起こった事故について、過失責任がどうなのかということはあるんだというふうな話がありましたけども、過去に学校に停めてあった自動車に石を投げてガラスを壊したという場合は、保護者が入った保険で、その弁償してきたというふうなことが私はあったわけですが、そのことが、今は物事が変わってきたというふうなことをおっしゃったのか、当時と、今は違うよということが言いたいのであるのか、いやいや元々以前そういうふうに関が負担されたという部分については、学校の考え方が間違っていて、請求されたんですよということなのか、事の流れをお聞きしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） 以前の学校が荒れた状況の中で、20年ぐらい前だと思いますけども、学校のガラスを割るという事案が県内でもたくさん発生いたしました。そういうときは、学校と保護者が事前によく話をし、こういう場合は保護者負担ですよというふうなことがあったと思います。確かにそれはありました。ですが、今回の場合も過去の場合においても、例えば故意でなくて、自分が割ろうとするという、事故で起こった場合は当然学校管理下でありますので、学校のほうが補償すべきだというふうに思っております。今回も事故でそういうことが起こったのでありますから、保険の中で対応されるのが当然だと思っております。過去の個々の事案について、この件はどうでしたというのは、なかなかこの場で判断して、ご回答するのは難しいと思っております。

以上です。

○議長（宮本裕之） 8番、山形議員。

○8番（山形しのぶ） 8番、山形でございます。先ほどの答弁にもありましたが、それではもう今後はこういった形になると、もう全て町の負担というふうになるのでしょうか。故意ではないというのがありますが、普段の生活の中で、石を投げるという行為は、ほぼ行うことがございません。川に石を投げて遊ぶとかそういった形はありますが、活動中に人がいる中、また、周りに危ない中で石を投げるという行為は、故意という判断になるのではないかと思いますが、今後このような場合は故意という判断ではなく、町負担になりますでしょうか。答弁ください。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 今後のことですけども、それぞれの事案について検証しながら対応していくことになろうかと思っておりますけども、今回の場合、石を投げる行為が危険行為であろうとは思いますが、目的がガラスを割ろうというふうなことであったのか、そうでないのかというふうなところの検証もしながら、保険対象とさせていただきますのでございます。基本的には、町が管理運営する事業の中で、第三者に損害をしたものについては、この保険の対応で対処していきたいというふうには思っております。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第11号、専決処分の報告について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（宮本裕之） 日程第7、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、承認第4号につきまして概要を説明します。議案集の6ページをお願いします。承認第4号、専決処分の承認を求めることについて。令和元年度北広島町一般会計補正予算第2号を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（宮本裕之） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 承認第4号、専決処分の承認を求めることにつきまして、財政課から説明いたします。別冊の令和元年度予算書、一般会計予算補正第2号をご覧ください。今回の補正におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4400万円を追加し、予算の総額を146億2900万円として、7月30日付で専決処分を行ったものでございます。主な内容は、7月21日の大雨による災害復旧のため、緊急に措置しなければならない事業費などを計上したものでございます。歳出、事項別明細書の1、2ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、農業基盤整備事業費について、補助対象とならない農地農業用施設などの復旧について、緊急的に補助を行う地域施工支援事業に1200万円を、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費31年災害復旧費に係る査定設計書委託料2199万9000円を、同じく2項公共土木施設災害復旧費、31年災害復旧費に係る査定設計書委託料999万9000円を、14款予備費2000円を追加するものです。なお、財源につきましては、繰越金を予定しております。以上で、財政課からの説明を終わります。ご承認のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） これをもって提案理由の説明を終わります。本件については、後日、審議・採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 議案第51号 平成30年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定から

日程第19 議案第62号 平成30年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定について

○議長（宮本裕之） 日程第8、議案第51号、平成30年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定から、日程第19、議案第62号、平成30年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定についてまでの決算認定関係12議案を一括議題といたします。以上、12議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案集の8ページから19ページまでをお願いします。議案第51号、平成30年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第62号、平成30年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定についてまで、12会計の決算認定議案について説明します。議案第51号から議案第60号までは、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定をお願いするものであります。議案第61号は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるとともに、地方公営企

業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定をお願いするものです。議案第62号は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定をお願いするものです。よろしくをお願いします。

- 議長（宮本裕之） これで提案理由の説明を終わります。次に、平成30年度北広島町一般会計・特別会計及び事業会計の決算審査12件について、山根代表監査委員から、審査結果並びに監査意見の報告を受けます。山根代表監査委員。
- 代表監査委員（山根千昭） 代表監査委員の山根でございます。平成30年度北広島町決算審査報告を行います。さきに町長より依頼がありました平成30年度北広島町各会計の歳入歳出決算審査につきましては、去る7月29日から8月6日まで、実質7日間でございますが、森脇監査委員とともに審査を行いました。審査結果につきましては、お手元にお配りしております北広島町決算審査意見書のとおりであります。審査の手續と決算につきましては、町長より提出された各会計決算書並びに財産に関する調書に関して、関係法令に適合して調製されているか否かについて、その関係帳簿と照合し、併せて、その予算執行の状況について、関係各課より説明をいただき、審査を行いました。審査の結果でございますが、平成30年度北広島町各会計歳入歳出決算12件につきましては、関係法令に準拠し、調製されており、いずれも誤りのないものと認められました。意見書の2ページから8ページまでは決算状況に係る総括意見を掲げております。9ページ以降は、一般会計の歳入歳出予算執行状況、19ページ以降は、特別会計・事業会計の予算執行状況について掲載をしておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。また、平成30年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告書につきましても、併せて提出をしておりますので、申し添えておきます。以上をもちまして、監査委員の平成30年度北広島町決算審査報告とさせていただきます。令和元年9月6日、北広島町代表監査委員山根千昭。
- 議長（宮本裕之） これをもって、山根代表監査委員の報告を終わります。山根代表監査委員、森脇監査委員には、ご多忙の折、また夏の暑い時季に長期にわたり、大変ご苦労さまでした。決算認定関係12議案については、後日審議、採決を行います。暫時休憩いたします。11時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 51分 休憩

午前 11時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（宮本裕之） 再開いたします。先ほどの真倉議員の質問に対して答弁漏れがありましたので、これを許します。町民課長。
- 町民課長（迫井一深） 先ほどの住宅新築資金の関係でございます。平成16年度住宅新築資金等貸付助成事業ということで交付を受けております。債権の額が624万8000円に對しまして、468万6000円の交付をいただいております。468万6000円のうち、国から

3分の2、県から3分の1の助成を受けておるところでございます。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 発議第7号 決算審査特別委員会の設置について

- 議長（宮本裕之） 日程第20、発議第7号、決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。先ほど町長より提案のありました平成30年度北広島町決算認定関係12議案については、さきの議会運営委員会で協議が行われ、決算審査特別委員会を設置し、審査を付託するよう決定されました。従って、議長を除く議員全員による決算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。従って、平成30年度北広島町決算認定関係12議案については、議長を除く議員全員による決算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。なお、決算審査特別委員会委員長に8番、山形議員、副委員長に4番、湊議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（宮本裕之） 異議なしと認めます。従って、決算審査特別委員会の委員長に、8番、山形議員、副委員長に4番、湊議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第63号 北広島町使用料条例の一部を改正する条例から

日程第26 議案第68号 北広島町印鑑条例の一部を改正する条例

- 議長（宮本裕之） 日程第21、議案第63号、北広島町使用料条例の一部を改正する条例から、日程第26、北広島町印鑑条例の一部を改正する条例までの6議案を一括議題といたします。以上、6議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案第63号から議案第68号につきまして、一括して概要を説明します。議案集20ページをお願いします。議案第63号、北広島町使用料条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町まちづくりセンター建設に伴い、千代田グラウンドを廃止するため、条例の一部を改正することについて、町議会に提案するものです。議案集の24ページをお願いします。議案第64号、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について説明します。本案は、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、関係条例の整備について町議会に提案するものです。議案集の40ページをお願いします。議案第65号、北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、地方公務員法が改正されたため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。議案集43ページをお願いします。議案第66号、北広島町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、広島県福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱の改正に伴い、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。議案集の46ページをお願いします。議案第67号、

北広島町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、広島県福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱の改正に伴い、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。議案集の49ページをお願いします。議案第68号、北広島町印鑑条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明します。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 議案第63号、北広島町使用料条例の一部を改正する条例につきまして、総務課からご説明申し上げます。議案集20ページをお願いいたします。本条例の改正は、まちづくりセンターの建設に伴い千代田グラウンドを廃止することから、千代田グラウンドの使用料の規定について削除するものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第64号、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。議案集24ページをお願いいたします。本議案は、消費税率の改正に伴い、利用料、手数料等の改正が必要となるものについて、関係条例の整備を行うものでございます。関係する条例は13ございますけども、本条例において、一括改正を行うものでございます。まず、第1条におきまして、きたひろネットの利用料を、第2条におきまして、新庄及び大朝の児童遊園の使用料を、第3条、第4条及び第5条におきまして、各診療所に係る診断書料等の手数料を、第6条におきまして、町有千代田住宅の使用料を、第7条において、町有住宅等の合併処理浄化槽の使用料を、第8条におきまして、し尿処理場の使用料を、第9条におきまして、農業集落排水処理施設の使用料を、第10条におきまして、下水道の使用料を、第11条におきまして、千代田工業団地下水処理場の使用料を、第12条におきまして、公共下水の使用料を、第13条において、消防に係る手数料の改正を行うものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 議案第65号、北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、危機管理課からご説明申し上げます。議案集は40ページでございます。欠格条項第4条から、成年被後見人または被保佐人を削除し、団員となることができるとしたものでございます。議案集の41ページに施行日がございますが、こちらのほうは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、令和元年法第37号でございますが、これにより令和元年12月14日から施行するものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 議案第66号から議案第68号までの3議案につきまして、町民課より一括してご説明を申し上げます。議案集の43ページをお願いします。議案第66号、北広島町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてですが、広島県福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、条例第3条第2項第2号の終わりに、災害等による所得制限の例外規定を設けるものです。併せて、同号中にあります控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めるものです。これは所得税法の一部改正する法律の施行によるものとなります。続きまして、議案集の46ページをお願いします。議案第67号、北広島町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてですが、議案第66号と同様、広島県福祉

医療費公費負担事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、条例第4条第3項に災害等による所得制限の例外規定を設けるものです。併せて、同項第1号中にあります控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めるものがございます。続きまして、議案集49ページをお願いします。議案第68号、北広島町印鑑条例の一部を改正する条例についてですが、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の交付に伴い、本年11月5日から住民票個人番号カードに旧氏の記載が可能になったことによるものとなります。氏名、氏に係る箇所について、旧氏の記載、外国人にあっては、通称の記載を追加するものとなります。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮本裕之） これをもって、提案理由の説明を終わります。以上、6議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第69号 財産の取得について

○議長（宮本裕之） 日程第27、議案第69号、財産の取得についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集54ページをお願いします。議案第69号、財産の取得について説明します。本案は、小型動力ポンプ付積載車を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものです。以上、詳細につきましては担当から説明します。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 議案第69号、財産の取得について、危機管理課からご説明申し上げます。1、物件名、小型動力ポンプ付積載車（ダブルキャビン）。2、納入場所ですが、北広島町役場芸北支所。3、買入価格957万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額87万円。4、契約の相手方は、記載のとおりでございます。5、納入期限ですが、令和2年3月19日でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮本裕之） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第28 議案第70号 財産の処分について

○議長（宮本裕之） 日程第28、議案第70号、財産の処分についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集56ページをお願いします。議案第70号、財産の処分について説明します。本案は、犬追原工業団地の土地の一部を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものです。以上、詳細につきましては、担当から説明いたします。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 議案第70号、財産の処分について、商工観光課からご説明申し上げます。町営犬追原工業団地の遊休地について、これは売却するものでございます。1、財産の種類、土地。2、財産の所在、地目及び面積、番号1、大字大朝字犬追原、地番13817番5、地目宅地、面積4186.91㎡。番号2、大字大朝字犬追原、地番13817番7、地目雑種地、面積1545㎡、合計2筆、5731.91㎡。3、売却額1128万8853円。4、契約の相手方、広島県山県郡北広島町大朝3817番地10、オオアサ電子株式会社代表取締役社長長田克司。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（宮本裕之） これをもって、提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第71号 工事請負契約の締結について

○議長（宮本裕之） 日程第29、議案第71号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集58ページをお願いします。議案第71号、工事請負契約の締結について説明します。本案は、北広島町豊平診療所改修工事について、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。以上、詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第71号、工事請負契約の締結について、保健課から説明いたします。北広島町豊平診療所の改修工事でございます。1、工事名、北広島町豊平診療所改修工事。2、工事場所、北広島町阿坂4705番地、豊平診療所。3、工期、議会の議決があった日の翌日から令和2年3月31日。4、請負金額、1億945万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額995万円。5、請負者、広島市西区古江上二丁目1373番地3、西部建設株式会社代表取締役森岡修。北広島町豊平診療所での診療が効率的にできるよう、また、診療所の受診者の利便性などを考慮し、診察室、点滴スペースなど、診療所部分を改修する工事でございます。保健課からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（宮本裕之） これをもって、提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第30 議案第72号 令和元年度北広島町一般会計補正予算（第3号）から

#### 日程第37 議案第79号 令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮本裕之） 日程第30、議案第72号、令和元年度北広島町一般会計補正予算第3号か

ら、日程第37、議案第79号、令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第1号までの8議案を一括議題とします。以上、8議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、令和元年度補正予算の概要について一括して説明します。別冊の令和元年度補正予算書をお願いします。議案第72号、令和元年度北広島町一般会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億4500万円を追加し、予算の総額を151億7400万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、幼児教育・保育の無償化に伴う保育所運営事業、スポーツをキーワードとした地方創生事業、平成30年発生及び本年7月に発生しました大雨災害の早期復旧に向けた災害復旧事業費などを計上しております。なお、人件費につきましては、4月の人事異動などによる各会計間、予算科目間で所要の調製を行っております。また、地方債補正は、第2表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いいたします。議案第73号、令和元年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、予算の総額を18億7000万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、人事異動による職員給与費の調整などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第74号、令和元年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4250万円を追加し、予算の総額を9億1500万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、消費税及び地方消費税の確定による追加及び千代田浄化センター増設工事の追加などを計上しております。また、地方債補正は、第2表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第75号、令和元年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、予算の総額を3億4900万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、消費税及び地方消費税の確定による追加及び老朽化に伴う施設の機器修繕などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第76号、令和元年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2300万円を追加し、予算の総額を29億600万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、介護給付費準備基金への積み立て及び国県負担金等の返還などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第77号、令和元年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、予算の総額を8200万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、監視カメラの設置工事費及び基金積立金などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第78号、令和元年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、予算の総額を2億610万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、職員給与費の調整及び医師住宅の設備改修費などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第79号、令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1800万円を追加し、予算の総額を6億3900万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、消費税及び地方消費税額の追加及びサブセンターの修繕などを計上しております。以上、各会計の詳細につきましては、各担当から説明を行います。

○議長（宮本裕之） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 議案第72号、令和元年度北広島町一般会計補正予算第3号につきまして、財政課からご説明申し上げます。事前に配付しております資料の令和元年度9月補正予算の概要及び主要施策をご覧ください。今回の補正におきまして、一般会計の補正額は5億4500万円の増額補正で、補正後の予算額は151億7400万円となります。主な内容としまして、幼児教育・保育の無償化に伴う保育所運営事業、スポーツをキーワードとした地方創生事業、平成30年発生災害及び本年7月に発生しました大雨災害の早期復旧のための災害復旧工事費などの追加でございます。中段にかけては、一般会計・特別会計の当初予算からの補正の状況を掲載しております。次に、災害復旧に係る予算措置の状況を掲載しております。本年発生の災害復旧に係る予算は、7月専決で4400万円、9月補正では2億1615万円の補正予算を計上し、計2億6015万円となっております。裏面に移りますが、平成30年発生の災害復旧に係る予算は、当初で1億4400万円、6月補正では3500万円、9月補正では218万円の補正予算を計上し、計1億8118万円となります。平成29年発生の災害復旧に係る予算は表のとおりです。続きまして、9月補正における主要施策を第2次北広島町長期総合計画に掲げる5つの施策分野ごとに説明をいたします。表中の右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。みんなで創造する実りと活力のあるまちでは、河川維持修繕事業に1825万円の追加を。誰もが愛着を持って暮らせるまちでは、高等職業訓練促進給付金に130万円、認定こども園施設型給付費負担金等に1780万円、千代田運動公園体育館天井修繕費262万円、総額で2172万円の追加を。心身ともに健やかで安心して暮らせるまちでは、成年後見制度利用支援事業助成金22万円、町内医療機関施設整備費等交付金など3025万円、総額で3047万円の追加を。やすらぎと便利さを感じられるまちでは、災害復旧対応に係る道路維持補修作業委託料、除雪委託料ほかに3820万円、役場周辺地区都市再生整備事業に伴う設計委託料に150万円、橋梁点検委託料に950万円、生活用水取水施設整備補助金に1000万円の追加など、総額で6655万円の追加を。住民と行政とが一体となって未来を創造するまちでは、スポーツをキーワードとした地方創生事業に伴う地域づくり推進委託料ほか1314万円、地域施工支援事業の追加として290万円、総額で1604万円の追加を計上しております。この一覧表中に下線及び※印で番号1、2を付記しております事業につきましては、事業目的、事業概要などの説明資料を添付しておりますので、ご覧ください。次に、別冊の補正予算書をご覧ください。第2表に地方債補正を計上しております。臨時財政対策債の借入限度額の確定に伴う調整、災害復旧事業債、一般単独事業、過疎対策事業債の追加により、補正後の借入限度額を総額で12億6141万6000円とするもので、補正前より1億6791万6000円の増額となります。以上で説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 議案第73号、令和元年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。1款1項総務管理費の人件費を141万円増額し、3253万1000円に、1款2項徴税費の人件費を420万円増額し、481万7000円とするものです。これらは人事異動に伴うものです。4款3項1目総合保健施設事業費については、276万5000円増額し、3266万1000円とするものです。これは芸北ホリスティックセンター、豊平保健福祉総合センターの運営でございますが、役務費の健康管理システム、クラウドサービス利用料

と健康管理システム改修委託料は、案分率の修正と消費税率変更に伴う補正となります。元気づくり推進事業委託料は346万8000円を豊平保健福祉総合センター事業費から芸北ホリスティックセンター事業費へ組み替えるものでございます。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。3款1項1目保険給付費等交付金ですが、476万4000円増額し、13億1735万8000円とするものです。これは特別交付金のうち特別調整交付金を98万4000円、県繰入金を378万円の計476万4000円増額補正するものでございます。歳入歳出とも400万円増額し、補正後の額は18億7000万円となります。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮本裕之） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 議案第74号、令和元年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第2号につきまして、上下水道課からご説明申し上げます。補正予算書、歳出事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。歳出、1款1項1目一般管理費の公課費を839万2000円の増額、2款1項1目下水道新設費を2169万9000円の増額、2款1項2目下水道管理費を1210万9000円の増額、1枚めくっていただきまして、3ページ、4ページにございます4款1項1目予備費を30万円増額いたしまして、合計4250万円の増額をお願いするものでございます。総務管理費の一般管理費の増額でございますが、これは平成30年度の消費税の確定に伴う不足額と、令和元年度分の消費税の中間納付額を増額するものでございます。次に、下水道新設費の増額でございますが、これは人事異動に伴います職員給与費についての増額と、昨年度から3か年計画で着手しております千代田浄化センター増設工事におきまして、早期完了を目的に今年度No.4回分槽の工事を完成させるため、社会資本整備総合交付金を追加し、工事を行うものでございます。また、千代田処理区内の団地造成に伴います下水道管の布設工事とあわせて新規公共升設置に係る費用の増額を計上しております。次に、下水道管理費でございます。下水道管理事業のうち、需用費の1015万6000円の増額でございますが、これは千代田浄化センターの汚泥かき寄せ機、また、処理水の揚水ポンプ、新庄浄化センターの放流水積算流量計など、機器の老朽化によります修繕を行うものでございます。職員給与費の195万3000円の増額は、人事異動による補正でございます。これに予備費の30万円の増額を合わせまして、歳出合計4250万円の増額をお願いするものでございます。また、それに対する歳入でございますが、戻っていただきまして、歳入事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。歳入、3款1項1目の社会資本整備総合交付金に当たります下水道事業費国庫補助金を1250万円の増額、4款1項1目一般会計繰入金を982万7000円の増額、5款1項1目繰越金を517万3000円の増額、7款1項1目下水道債を1500万円増額いたしまして、合計で歳出と同額の4250万円の増額をするものでございます。続きまして、議案第75号、令和元年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号につきまして、ご説明申し上げます。補正予算書の歳出事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。歳出、1款1項1目一般管理費を280万1000円増額、2款1項1目農業集落排水新設費を50万円増額、2款1項2目農業集落排水管理費を457万6000円の増額、4款1項1目予備費を12万3000円増額いたしまして、合計800万円の増額をお願いするものでございます。総務管理費の一般管理費の職員給与費は、人事異動による減額と公課費、消費税の調整額といたしまして、356万円の増額ということになってお

ります。次に、農業集落排水新設費の増額は、新規公共井設置によります増額、農業集落排水管理費の需用費457万6000円の増額は、芸北地区のマンホールポンプ通報装置や千代田東処理場の電磁流量計、琴庄地区処理場の散水ポンプなど、老朽化によります機械及び処理施設の修繕を行うものでございます。これに予備費12万3000円の増額を合わせまして、歳出合計800万円の増額をお願いするものでございます。また、それに対します歳入でございますが、1枚戻っていただきまして、歳入事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。歳入、3款1項1目一般会計繰入金を235万6000円の増額、4款1項1目繰越金を564万4000円増額いたしまして、合計で、歳出と同額の800万円の増額をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第76号、令和元年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号につきまして、保健課から説明させていただきます。歳出の事項別明細の1、2ページをお願いいたします。4款1項2目の介護予防ケアマネジメント事業費でございます。委託料18万4000円は、令和元年10月、消費税の税率の改正に伴う介護報酬改定により、地域包括支援センターにあるシステム改修が必要なためでございます。予防給付費、予防給付及び総合事業の単位数などの変更がございます。負担金の4万6000円は、総合事業のみを利用する利用者の介護予防マネジメント費用のうち、住所地特例対象者のプラン作成料でございます。年度途中から利用され、1人分を計上しております。4款2項1目の一般介護予防事業費でございます。介護予防普及啓発事業の20万3000円を地域リハビリテーション活動支援事業に組み替えるものでございます。これは町内の医療機関などの理学療法士などのリハビリ職を介護サービス事業所や介護施設、地域のサロンなどに派遣し、高齢者の方の運動機能の改善やフレイル予防などの助言や指導を行うものでございます。次の4款3項1目の総合相談事業費は、職員の異動に伴う人件費の調整でございます。次のページお願いいたします。5款1項1目の介護給付費準備基金積立金でございます。30年度実績精算により余剰金を基金に積み立てます。補正額1476万9000円でございます。7款1項2目の償還金でございます。平成30年度の事業実績精算に伴う返還金でございます。介護給付費国庫負担金、県費負担金及び地域支援事業費交付金の国庫県費支払基金の精算によるものでございます。790万5000円の補正でございます。次のページの7款2項1目の一般会計繰出金は、平成30年度の事業実績精算によるものでございます。8款1項1目予備費は、調整額でございます。次に、歳入の事項別明細の1、2ページをお願いいたします。1款1項1目第1号被保険者保険料は、地域支援事業分でございます。歳出で説明しました地域支援事業費の補正に伴ってのものでございます。次の3款2項の国庫補助金及び4款1項の支払基金交付金、5款2項の県補助金は、先ほどと同様に地域支援事業費の補正に伴うものでございます。次のページの7款の一般会計繰入金でございます。2目の事務費繰入金の59万3000円でございます。これは平成30年度における一般会計繰入金の精算分でございます。また、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金は600万円の減額補正でございます。8款1項1目繰越金でございます。補正額2876万5000円でございます。保健課からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合孝治） 議案第77号、令和元年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号に

ついて、農林課からご説明申し上げます。電気事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、1ページ及び2ページをご覧ください。1款1項1目の一般管理費を11万2000円増額し、1159万5000円とするものです。これは人事異動による人件費の調整によるものです。次に、2款1項1目の電気事業費を268万2000円増額し、2927万1000円とするものです。これは発電所内や取水堰への監視カメラ設置工事費と消費税納付金の増額によるものです。次に、4款1項1目の電気事業基金費を400万円増額し、1000万円とするものです。繰越金のうちから、大規模修繕等に備えての積み立てをするものです。続いて歳入を説明いたします。前に戻っていただいて、事項別明細書、歳入の1ページ、2ページをご覧ください。1款1項1目使用料を68万8000円増額し、7568万3000円とするものでございます。続いて、4款1項1目繰越金を631万2000円増額し、631万3000円とするものです。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第78号、令和元年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号につきまして、保健課から説明させていただきます。歳出の事項別明細の1、2ページをお願いいたします。1款1項施設管理費、1目一般管理費でございます。八幡診療所管理運営事業の121万円は、八幡診療所の医師住宅の浴室改修工事費用でございます。八幡医師住宅は、平成4年に建築した建物であり、浴室はタイル張りで、冬は特に寒いため、ユニットバスに改修いたします。県からの派遣医師の環境整備を図ることで、引き続き派遣を受ける体制を整えます。職員給与費は、職員の異動などに伴う人件費の調整でございます。2目の訪問看護事業費の給与費につきましても人件費の調整でございます。2款1項の医業費の医療用機器・器具費についてでございます。雄鹿原診療所のレントゲン、骨密度測定装置の表示内部センサーが故障したため、メーカーに修理を依頼しましたが、平成13年に納入した機器のため、部品の在庫がなく、修理不能でございました。併せて、全自動血球計数器、白血球とか赤血球を調べる検査の機器ですが、これも平成19年の納入のために最近の検査項目に対応し切れなくなっているということと、併せて高圧蒸気滅菌器、消毒する機械でございますが、これも平成12年に納入したものでございまして、6月ごろから不具合が生じておりまして、修理不能ということでございますので、それぞれ診療をする上で必要な医療機器でございますので、更新をするために3つの機器の借上料を60万1000円でございます。備品購入費3万1000円につきましては、今年度購入する画像ビューア購入費用の消費税の税率改正に伴う増額分でございます。次のページの5款予備費は端数調整でございます。歳入の事項別明細の1、2ページをお願いいたします。3款1項1目の一般会計繰入金につきましては、歳出の補正に伴い147万2000円の増額でございます。4款1項繰越金は、252万8000円増額しております。補正後253万1000円でございます。保健課からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 議案第79号、令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第1号につきまして、総務課からご説明申し上げます。歳出事項別明細書をお開きください。1款1項1目一般管理費につきましては、平成30年度の消費税の確定と、令和元年度の中間申告分を計上し、公課費を増額するものでございます。2款1項1目情報化施設管理費につきましては、主にインターネット利用者の増と消費税率の改定に伴い、回線使用料の増、それと

委託料に係るバッテリー等の機器更新などにより1027万8000円の増額を行うものでございます。歳入事項別明細書をお願いいたします。2款使用料及び手数料につきましては、消費税率の改定に伴い、234万9000円増額するもので、5款1項1目雑入につきましては、過年度分の更正申告による消費税還付分として1822万3000円を計上するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（宮本裕之） これをもって、提案理由の説明を終わります。補正予算関係8議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第38 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

- 議長（宮本裕之） 日程第38、諮問第2号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集に戻っていただきまして、60ページをお願いします。諮問第2号、人権擁護委員の推薦について説明します。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の方を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦したいので、町議会の意見を求めるものです。北広島町中祖206番地、水野元さんです。以上、よろしく申し上げます。
- 議長（宮本裕之） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。お諮りします。諮問第2号、人権擁護委員の推薦については、水野元さんを適任とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。従って、諮問第2号、人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（宮本裕之） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、9月10日午前10時から一般質問の予定となっておりますので、よろしく申し上げます。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 58分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~